

## 工事請負契約書第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）の運用について

### 1 概要

#### （1）適用対象工事

- ・工期内に急激なインフレーション等を生じ請負代金額が著しく不相当となった工事
- ・残工事が基準日から 2 ヶ月以上あること

#### （2）変更対象

- ・賃金水準の変更がなされた日以降の残工事量に対する資材、労務単価等

#### （3）受注者の負担

- ・残工事費の 1.0%

### 2 運用基準

#### 運用基準

### 3 運用マニュアル

#### 運用マニュアル

### 4 変更契約後の対応について

なお、請負代金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結した請負代金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について、適切に対応していただく必要がありますので、よろしくお願いします。

### 5 請求書

#### 様式 1-1

請求する際は、必ず発注課へ事前連絡をお願いします。